

令和3年新十津川町農業委員会

第9回(3月)会議録

招集月日	令和3年3月25日	14時30分	場 所	役場 大会議室
開閉日時	開 会	令和3年3月25日	14時23分	
	閉 会	令和3年3月25日	15時16分	
及宣言者	会 長	続 木 秀 則	会長代理	高 橋 了 裕

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	村 本 健	出	7	上 杉 秀 正	出	13	木 村 文 秋	出
2	新 井 隆 之	出	8	中 嶋 和 己	出	14	坂 本 和 隆	出
3	小 林 勝	出	9	乗 松 良 行	出	15	千 石 洋 彰	出
4	川 村 登	出	10	阪 口 徳 幸	出	16	高 橋 了 裕	出
5	稲 葉 敏	出	11	田 中 千 久	出	17	続 木 秀 則	出
6	坂 下 敏 浩	出	12	杉 本 初 美	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典	事務局副主幹	欠 席
事務局主幹	岡 崎 弘 幸	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について
	5	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	6	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
	7	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	8	議案第4号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用
		集積計画の決定について
	9	議案第5号 現況証明願について
	10	議案第6号 農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について
	11	その他

開会宣告	議長	只今から第9回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第9回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第16番 高橋了裕 第1番 村本健 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和3年2月26日～令和3年3月25日)</p>

日程第4 報告第1号	議 長	続きますして、日程第4報告第1号、使用貸借の合意解約通知報告について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について
		農地法第3条の使用貸借の合意解約通知が別紙のとおりあったので報告する。
		令和3年3月25日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号1について報告をします。
		番号 1 字〇〇 地番全19筆、地目田179,972㎡、畑910㎡ 合計180,882㎡ 民有地 農地法第3条 以上で報告を終わります。
日程第5 議案第1号	議 長	続きますして、日程第5議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
		農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、
		成立状況について確認をする。
		令和3年3月25日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号1
		番号 1 字〇〇 地番全2筆、地目畑 民有地 合計面積40,804㎡ 令和3年3月9日提出、合意解約通知 農地法第3条
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号2
		番号 2 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積6,350㎡ 令和3年2月22日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号3
		番号 3 字〇〇 地番全5筆、地目田 民有地 合計面積75,781㎡ 令和3年2月26日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号4
		番号 4 字〇〇 地番全4筆、地目田、畑 民有地 合計面積46,089㎡ 令和3年2月26日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号5
		番号 5 字〇〇 地番全3筆、地目田、畑 民有地 合計面積26,445㎡ 令和3年2月26日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
番号6		
番号 6 字〇〇 地番全5筆、地目田 民有地 合計面積38,146㎡ 令和3年3月9日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業		

日程第5 議案第1号	事務局	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		以上、6件について説明を終わります。
		よろしくご審議のほどお願いします。
	議長	説明が終わりました。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。	
日程第6 議案第2号	議長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。
		続きまして、日程第6議案第2号、農地の権利移動の許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局
	事務局	農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。
		令和3年3月25日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続木 秀 則
		番号 1 説明
		図面番号1をご覧ください。
		字〇〇 地番全24筆 地目田179,272㎡ 畑1,610㎡ 民有地
		合計面積180,882㎡ 法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、法人化のため法人に貸し付けるというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 2 説明	
	図面番号2をご覧ください。	
	字〇〇 地番全8筆 地目田69,206.69㎡ 畑2,207㎡ 民有地	
	合計面積71,413.69㎡ 法律関係 賃貸借	
	こちらの農地につきましては、法人化のため法人に貸し付けるというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号	

日程第6 議案第2号	事務局	には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
		説明を終わります。	
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議 長	説明を終わります。	
		質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	質疑なしと認めます。	
		続いて討論を行います。	
		討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。		
	これから採決いたします。		
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。		
日程第7 議案第3号	議 長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。	
		議案第2号については決定をしました。	
		続きまして、日程第7議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について	
		農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、許可の可否について意見を求める。	
		令和3年3月25日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則	
		番号 1 説明	
		字〇〇 地番全3筆 地目田 民有地 合計面積26,359㎡ 5条一時転用	
		図面番号3をご覧ください。	
		こちらについては、別添資料のとおり、耕地改良に伴う砂利採取であります。	
		一時転用となっています。	
		農地の区分は、農用地区域内農地であり、農業振興地域です。	
		採取方法や施工状況については問題がないものと思われま	
		す。	
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
		議 長	説明を終わります。
			質疑ございませんか。
		委 員	なし。
議 長	質疑なしと認めます。		
	続いて討論を行います。		
	討論はございませんか。		
委 員	なし。		
議 長	討論なしと認めます。		
	これから採決いたします。		
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。		
日程第8 議案第4号	議 長	議案第3号については、提案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取いたします。	
		結果が可でありましたら、会長の専決により許可いたします。	
		続きまして、日程第8議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業	

日程第8 議案第4号	議 長	に係る農用地利用集積計画の決定について 事務局から内容の説明を申し上げます。		
	事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用 集積計画の決定について このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、 新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。 令和3年3月25日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則		
		番号 1 説明 図面番号4をご覧ください。		
		番号1 字〇〇 地番全6筆 地目田17,548㎡ 民有地 合計面積17,548㎡ こちらについては、売買案件となっています。		
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。		
		議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、小林委員より説明いたします。	
		委 員	それでは、説明申し上げます。 昨年売り主から、今まで賃貸してた土地について高齢になったため売却したい旨 の相談がありました。 町内にまわしたところ、〇〇さんから申し出があり決定しました。 砂利採取している等の条件により、この単価になりました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
			議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
			委 員	なし。
			議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委 員		なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
		委 員	なし。	
	議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。		
事務局		番号 2 説明 図面番号5をご覧ください。 番号2 字〇〇 地番全1筆 地目田6,350㎡ 民有地 合計面積6,350㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。		
	議 長	番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、田中委員より説明いたします。		
	委 員	それでは、説明申し上げます。 売り主から本年2月に、賃貸から売買にしたいと申し出がありました。 町内にまわしたところ、〇〇さんの申し込みがありました。		

日程第8 議案第4号	委員	面工事が終わり数年ということで、この単価になりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号3 説明
		図面番号6をご覧ください。
		番号3 字〇〇 地番全5筆 地目田75,781㎡ 民有地 合計面積75,781㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号3について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、乗松委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらは、借り主が会社を設立したため、新規の賃貸借案件となっております。
		以前と変わらない面積と単価の設定になっています。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号4 説明
		図面番号7をご覧ください。
		番号4 字〇〇 地番全3筆 地目田25,099㎡、畑1,346㎡ 民有地
		合計面積26,445㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各

日程第8 議案第4号	事務局	要件を満たしていると考えます。
	議長	番号4について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、乗松委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちら先程の番号3と同様で、借り主が会社を設立したことによる新規の賃貸借案件です。
		面積、単価ともに変わりありません。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号5 説明
		図面番号8をご覧ください。
		番号5 字〇〇 地番全4筆 地目田45,070㎡、畑1,019㎡ 民有地
		合計面積46,089㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	番号5について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、乗松委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	こちら先程の番号3、番号4と同じく、借り主が会社を設立したことによる新規の賃貸借案件です。	
	面積、単価ともに変わりありません。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	

日程第8 議案第4号	議 長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。
事務局	番号 6 説明	
		図面番号9をご覧ください。
		番号6 字〇〇 地番全5筆 地目田40,997㎡ 民有地 合計面積40,997㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	番号6について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、坂下委員より説明いたします。	
委 員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらは、先日の合意解約後の案件になります。	
	町内にまわしたところ手上げがなく、貸し主の息子が代理人となり話したところ退職後に農業を営みたいが、それまでの間は誰かに耕作してほしいという意向でしたので、1年という条件付きで〇〇さんに受けてもらうことになりました。	
	条件ですが、作りづらい所ということもあり、この単価になりました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号6については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。	
	なお、番号7及び番号8については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。	
	〇〇委員退席ください。	
事務局	番号 7 説明	
		図面番号10をご覧ください。
		番号7 字〇〇 地番全14筆 地目田70,451㎡ 民有地 合計面積70,451㎡
		こちらについては、賃貸借継続案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	番号7について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	

日程第8 議案第4号	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号7については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 8 説明
		図面番号11をご覧ください。
		番号8 字〇〇 地番全2筆 地目田19,934㎡ 民有地 合計面積19,934㎡
		こちらについては、賃貸借継続案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号8について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
続いて討論を行います。		
討論はございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
日程第9 議案第5号	議 長	異議なしと認め、番号8については、提案のとおり決定をします。
		それでは、〇〇委員席についてください。
		議案第4号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第9議案第5号、現況証明願について
		事務局から、内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第5号、現況証明願について
		このことについて、別紙のとおり現況証明願があったので、申請のとおり証明することの可否について決定をする。
		令和3年3月25日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号 1 について説明をします。
		図面番号12をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 現況地目農地外 民有地 合計面積125㎡
		こちらにつきましては、資料をご覧ください。
		現地を確認した結果、利用状況については雑種地と判断しました。
		この1筆については、農地外と判断します。
議 長	以上で事務局からの説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	

日程第9 議案第5号	議 長	討論なしと認めます。	
		これから採決いたします。	
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
日程第10 議案第6号	議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。	
		それでは、議案第5号については、提案のとおり決定をします。	
		続きまして、日程第10議案第6号農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定 について事務局より説明を申し上げます。	
		事務局	議案第6号、農地法第3条第2項第5号の下限面積の設定について 農地法第3条第2項第5号の下限面積について、北海道では2ヘクタールとされ ているが、農業委員会において、農林水産省令で定める基準に従い別段の面積を 定めることができることとされている。 そのため、令和3年度の下限面積(別段の面積)の設定について、次のとおり 提案する。 令和3年3月25日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則 新十津川町農業委員会では、次の理由により2ヘクタールの変更は行わない。 1 農地法施行規則第17条第1項の適用について 新十津川町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の 9割を超えているため。 2 農地法施行規則第17条第2項の適用について 新十津川町内の耕作放棄率は低い現状にあるため。 3 農地法施行令第6条第3項第1号の適用について 花卉、野菜等の集約的経営については、例外として認める。 内容について、補足説明いたします。 農地法施行規則第17条第1項で定める「別段の面積に定めようとする面積を耕作 する者の数が、耕作者全体の4割を下らないように算定する」について、新十津 川町内の2ヘクタール未満の農地の耕作者が、4割以下であり、2ヘクタール 以上の耕作者が9割を超えているため2ヘクタールは変更できない。 本町は、1戸平均の耕作面積が2ヘクタール以下の耕作者は、1割以下のため。 以上の理由から、下限面積は2ヘクタールを変更しないことを提案します。 以上について、ご審議をお願いいたします。
	議 長	事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
	日程第11 その他	議 長	ないようですので、議案第6号については提案のとおり決定いたします。
			続きまして、日程第11、その他に入ります。
			事務局から、何かありますか。
		事務局	ありません。
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。	
		それでは、本日の第9回農業委員会総会を閉じさせていただきます。	
		慎重なご審議ありがとうございました。	